○金　融　庁

九一　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　一　二

九三　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件　一　220　五九

○デジタル庁

一二　平成二十七年総務省告示第四百二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第四十条第二項第五号等の規定に基づく内閣総理大臣が定める事項）の一部を改正する件　二〇　二

一三　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　三一　五

二九　○デジタル庁、総務省　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三二　五

三〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三一　五

○総　務　省

三四二　特定国外派遣組織を指定する件　一〇　六

三四三　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　一〇　227　一二

三四四　特定国外派遣組織を指定する件　一七　五

三四五　政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件　二一　二

三四六　電気通信事業法第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　二二　五

三四七　登録証明機関の技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件　二四　二

三四八　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二四　237　一

三四九　政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件　二四　237　三

三五〇　政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二四　237　二〇

三五一　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和七年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　二四　237　二〇

三五二　元売業者を指定した件の一部を変更した件　二八　一

三五三　特定国外派遣組織を指定する件　三一　六

九　○消　防　庁

三五四　消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　二二　五

○法　務　省

一一〇　公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件の一部を改正する件　一　二

一一一　会社法第九百五十条の規定に基づく電子公告調査の業務の全部の廃止に関する件　一　三

一一二　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　三

一一三　〃　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による指定の件　一四　二

一一四　〃　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　一五　二

一一五　〃　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二〇　三

一一六　〃　二四　二

一一七　〃　二七　二

一一八　〃　二九　六

一一九　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　二九　六

一二〇

○外　務　省

三八三　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　三

三八四　食糧援助に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　三

三八五　コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一　三

三八六　コンゴ民主共和国におけるエムポックス流行への緊急対応計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　一　三

三八七　モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　三

三八八　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　三

三八九　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一　三

三九〇　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の効力発生に関する件　二　一